

WTO

令和3年10月26日付け公告第3号

生化学自動分析装置システム 一式

入札説明書

〔物品調達契約〕

福島県立南会津病院

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立南会津病院 院長 佐竹賢仰

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 生化学自動分析装置システム 一式
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県立南会津病院
(福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、福島県出納局入札用度課に、所定の物品購入競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
(参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部もしくは一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は御し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認のこと。)

※ 福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次

の書類等を添付し、下記 5 の (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、令和 3 年 11 月 26 日（金）午後 5 時までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入する旨の確約書（参考様式 1）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

ウ 納入物品の保守及び修理等に関する調書（参考様式 3）

(7) 技術員の派遣体制の分かる書類（保守及び修理体制、緊急時の連絡体制、連絡から現地到着までの所要時間が明示されているもの。）を添付。

(8) 迅速に保守及び修理等に対応可能な旨の確約書を添付。

※ 以上の各調書（証明書を除く）は、申請者の届出印により証明を行うこと。

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和 3 年 11 月 26 日（金）午後 5 時までに下記 5 の (1) に示す場所に提出すること。なお、入札保証保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

入札保証金納付免除関係書類

ア 入札保証金納付免除申請書（様式 5）

イ 納入実績証明書（様式 6）※必要がある場合に提出する。

ウ 納入実績証明願（様式 7）※必要がある場合に提出する。

5 入札書の提出場所等

(1) 資格確認申請書の受領期限及び提出場所

令和 3 年 11 月 26 日（金）午後 5 時 福島県立南会津病院事務部

(2) 入札書、添付書類の受領期限及び提出場所

ア 持参する場合

下記 5 の (3) にある開札の日時及び場所

イ 郵送による場合

令和 3 年 12 月 6 日（月）午後 5 時 福島県立南会津病院事務部

(3) 開札の日時及び場所

令和 3 年 12 月 7 日（火）午前 10 時 00 分 福島県立南会津病院 2 階新会議室

(4) 問い合せ先

〒967-0006 福島県南会津郡南会津町永田字風下 14-1

福島県立南会津病院事務部

電話 0241-62-7111 FAX 0241-62-0200

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、上記 2 の (1) の入札を希望する件名について、指定の入札書（様式 3）に上記 2 の (1) の件名を記載し、上記 5 に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [12 月 7 日開札「件名：生化学自動分析装置システム 一式」の入札書在中]

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に上記(2)に掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

- ア 物品購入一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
- イ 委任状（様式4） 代理人が出席し、入札（見積）する場合
- ウ 入札保証金納付免除関係書類

(5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、上記2の(1)の参加希望件名ごとの入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規程第70条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規程第192条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（上記6の(4)のウで指定する申請書等を提出する。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。

ア 物品購入一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参。）

イ 委任状

(3) 入札者で入札保証金を納付する者は、福島県立南会津病院事務部から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

(4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち合わせて行うものと

する。

- (5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことが出来るものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立南会津病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、口頭又は物品購入一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式8）により福島県立南会津病院事務部に説明を求めることができる。

質問書によるものは、物品購入一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式9）により回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 財務規程第174条各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わ

しを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 15 の (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

17 契約条項　契約書及び財務規程による。

18 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

19 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、**令和 3 年 11 月 17 日（水）午後 5 時までに**物品購入一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 8）により説明を求めることができる。

20 当該調達契約に関する事務を担当する課　上記 5 の (4) と同じ。

福島県病院局財務規程（抜粋）

別記1

（入札保証金の減免）

第192条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4)～(5) (略)

別記2

（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、最近において国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号においても同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)～(9) (略)

様式 1

物品購入一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立南会津病院長 様

(〒)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和 年 月 日付け公告第 号で公告ありました特定調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 参加希望品名及び数量 生化学自動分析装置システム 一式

2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について

(1) 登録番号 ()

(2) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 物品購入競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無について

有 · 無

4 参加希望品の全部又は一部の仕入先等にかかる参加資格制限の有無について

有 · 無

注 1 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、福島県出納局入札用度課へ物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び関係添付書類を提出して、入札参加資格の登録をしてください。

注 2 本件の物品購入一般競争入札参加資格確認通知書を送付するため、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、84 円切手を貼った長 3 号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式 2

※提出不要です（県から通知する文書です）。

物品購入一般競争入札参加資格確認通知書

3 南会病第
令和 年 月 日

様

福島県立南会津病院長 印

先に申請のありました物品の特定調達契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

公告日 及び番号	令和 3 年 月 日 公告第 号		
購入等件名 及び数量	生化学自動分析装置システム 一式		
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	有		
	無		
入札参加資格 無と認めた理由			

※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式3

入札書（見積書）

金額 (税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品名 生化学自動分析装置システム
 数量 一式
 納入場所 福島県立南会津病院
 (福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1)
 納入期限 令和4年3月31日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が再入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

福島県立南会津病院長様

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名 _____

所属部署名 _____

連絡先(電話番号) _____

本件事務担当者

氏名 _____

所属部署名 _____

連絡先(電話番号) _____

- 注) 1 入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
 3 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式4

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和3年 月 日に執行される「生化学自動分析装置システム 一式」の入札及び
見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立南会津病院長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

受任者 職名又は住所

氏 名

(本件一般競争入札について、代理人が出席する場合に必要)

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県立南会津病院長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

「生化学自動分析装置システム 一式」の調達契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記により申請します。

記

1 入札保証保険契約による免除申請

なお、保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）は、開札までに入札執行権者の指示により提出する。

2 入札参加者が、過去2年間に国、地方公共団体、地方独立行政法人と種類及び規模を同じくする 契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。） したことによる免除申請

なお、当該事実を証する納入実績証明書（様式6。自治体が発注した契約については、証明書に 代えて契約書の写を添付することができる。）については、別紙のとおり。

(注) 提出書類により 1 又は 2 に○印を付してください。

様式 6

納入実績証明書

	実績①	実績②	実績③
発注機関			
納入物品名			
納入場所			
契約年月日 (納入年月日)	()	()	()
納入数量			
契約金額			

令和 年 月 日

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(注) 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 福島県が発注した契約の場合：契約書の写
- 2 福島県以外が発注した契約の場合
 - ① 発注機関の発行する納入実績証明願（様式7）
 - ② 納入実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 3 契約金額は契約単価でも可（消費税含む金額）
- 4 実績は本店・支店を問わない。

様式 7

納入実績証明願

令和 年 月 日

様

納入者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記 物品の納入実績を証明願います。

記

納入物品名	
納入場所	
契約年月日	
納入年月日	
納入数量	
契約金額	

上記のとおり納入したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

（注） 契約金額は契約単価でもよい。（消費税を含む。）

様式 8

物品購入一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県立南会津病院長 様

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- - -)

FAX番号 (- - -)

公 告 日 及 び 番 号	令 和 3 年 月 日 公 告 第 号
購 入 等 件 名 及 び 数 量	生化学自動分析装置システム 一式
質 問 事 項	

様式 9

物品購入一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

様

福島県立南会津病院長

公告日 及び番号	令和 3 年 月 日 公告第 号
購入等件名 及び数量	生化学自動分析装置システム 一式
回 答 事 項	

(参考様式1)

納品確認書

令和 年 月 日

福島県立南会津病院長 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和3年 月 日付け公告第 号の一般競争入札について、落札した場合には下記の納入期限までに納入することを確約します。

記

- 1 件名及び数量 生化学自動分析装置システム 一式
- 2 納 入 期 限 令和4年3月31日

※納入期限までに納入することを確約する書類。

※参考様式なので、記載の内容が網羅されていれば任意様式でも可です。

(参考様式2)

仕 様 書

令和 年 月 日

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

1 公告日及び番号 令和3年 月 日付け公告第 号

2 件名及び数量 生化学自動分析装置システム 一式

3 添付書類等

- (1) 納入物品の内容を網羅した書類
- (2) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等
- (3) 納入物品の主要機械のメーカー名及び規格等
- (4) 納入物品のカタログ又は写真等

※参考様式なので、記載の内容が網羅されていれば任意様式でも可です。

(参考様式 3)

納入物品の保守及び修理等に関する調書

令和 年 月 日

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

1 添付書類等

- (1) 技術員の派遣体制表（図）
(保守及び修理体制、緊急時の連絡方法及び体制、連絡から現地到着までの所要時間)
- (2) 要請により、半日以内に保守及び修理等に対応可能な旨の確約書（任意様式）

※参考様式なので、記載の内容が網羅されていれば任意様式でも可です。

生化学自動分析装置システム 一式

仕様書

仕様書

項目番	品名	数量
	キャノンメディカルシステムズ社製 臨床化学自動分析装置 TBA-c8000 グローバルビジョン臨床検査システム GMES	1式
	内訳	
1	キャノン 臨床化学自動分析装置 TBA-c8000/JB	1式
	【構成内容】	
	分析部	
	電解質測定ユニット	
	検体IDユニット	
	サンプル詰まり検知ユニット	
	電解質測定ユニット	
	検体IDユニット	
	試薬バーコードユニット	
	コンソール	
	HbA1C測定ユニット	
2	凍結コントロール血清 SETUP-CNTL	1式
3	マルチイオンセンサ (ICTモジュール) ICT-MODULE	1式
4	電解質スタートセット (ICT) ELCSTRTSET-C	1式

項目番	品名	数量
5	比色用据付キット (S) SETUP-SINGLE	1式
6	イオンコレクトS (補正用コントロール) IONCORECTS	1式
7	ISEキャリブレーターU (尿用) ISECAL*U	1式
8	ICTリファレンスソリューション 1L×1	1式
9	MAXPIA-M 1L MAXPIAM	1式
10	高機能アルカリ洗浄剤500ml×5本 MAXPIA14X5	1式
11	MAXPIA 3 MAXPIA-3-500	1式
12	ICTサンプルダイリューション ICTSMPLDIL-90	1式
13	外周試薬ラック5 5ml用 LARH-039C	1式
14	R2試薬ラック5 5ml用 LARH-042C	1式
15	純水製造装置セット (ポンプD (SD)) MRA-0100T02SG	1式
16	洗剤スタートセットRC SNZYSTRTSET-R	1式
17	電解質据付キット SETUP-ELC	1式
18	A4モノクロレーザープリンター	2台
19	グローバルビジョン 臨床検査システム GMES	1式
20	久保田商事 テーブルトップ冷却遠心機	1式
21	久保田商事 テーブルトップ遠心機	1式

項目番号	品名	数量
22	ノートパソコン	2台
23	予備クライアントPC	1台
24	A4カラーレーザープリンター	1台
25	ラベルプリンター予備機	1台

購入契約書(案)

品目及び数量 生化学自動分析装置システム 一式

契約金額 _____ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

納入期限 令和4年3月31日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県立南会津病院
(福島県南会津郡南会津町永田字鳳下14-1)

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県立南会津病院」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条及び前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任するものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもつて、甲に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第13条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又

はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して

は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1
氏 名 福島県立南会津病院
代表者 院長 佐竹 賢仰

乙 住 所
氏 名
代表者